

		<p>により計算した金額又は同条第二項に規定する政令で定めるところにより計算した金額</p>
<p>第七百三十四条第 三項の表第三百二 十一条の八第二十 四項の項の中欄</p>	<p>並びに</p>	<p>及び地方税法第十二条第一項の控除の 限度額で政令で定めるもの又は同条第二項 の控除の限度額で政令で定めるもの並びに</p>
<p>第七百三十四条第 三項の表第三百二 十一条の八第二十 四項の項の下欄</p>	<p>の合計額</p>	<p>、特別措置法第五十条第一項に規定する政 令で定めるところにより計算した金額又は 同条第二項に規定する政令で定めるところ により計算した金額及び地方税法第十 二条第一項の控除の限度額で政令で定める もの又は同条第二項の控除の限度額で政令</p>

で定めるものの合計額
------------

第六十三条第五項中「第三号に係る部分に限る」を「第三号に係る部分に限り、租税特別措置法第六十条の四第十七項又は第六十八条の八十八第十八項の規定により読み替えて適用する場合を含む」に、「同法第七十条」を「国税通則法第七十条」に、「同号に係る部分に限る」を「同号に係る部分に限り、第八項の規定により読み替えて適用する場合を含む」に、「における当該復興特別法人税に係る」を「において、同号に定める期間の満了する日が同法第七十条の規定、租税特別措置法第六十六条の四第十七項若しくは第六十八条の八十八第十八項の規定又は第三項の規定により当該復興特別法人税に係る法人税についての更正決定等をする事ができる期間の満了する日後に到来するときににおける当該」に改め、同条第十二項中「含む。」を「含む。以下同じ。」に、「同法第一百五十一条第一項」を「同条第十号」に、「第一百五十一条第一項において」を「以下」に改める。

(経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律の一部改正)

第十五条 経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律(平

成二十三年法律第百十四号)の一部を次のように改正する。

附則第十三条第六項中「第十九条」を「所得税法等の一部を改正する法律(平成二十六年法律第

号)第十条」に、「(以下「新租税特別措置法」という。)第五十五条第二十六項」を「第五十五条の三第十項」に改める。

附則第十九条第三項中「新租税特別措置法第六十八条の四十三第二十一項」を「所得税法等の一部を改正する法律(平成二十六年法律第 号)第十条の規定による改正後の租税特別措置法第六十八条の四十三の三第九項」に改める。

附則第四十三条中「新租税特別措置法」を「第十九条の規定による改正後の租税特別措置法(以下「新租税特別措置法」という。)」に改める。

附則第四十五条中「所得税法等の一部を改正する法律(平成二十五年法律第五号)第八条」を「所得税法等の一部を改正する法律(平成二十六年法律第 号)第十条」に改める。

附則第四十六条中「新租税特別措置法」を「所得税法等の一部を改正する法律(平成二十六年法律第 号)第十条の規定による改正後の租税特別措置法」に改める。

附則第四十八条中「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五号）第八条」を「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第 号）第十条」に改める。

附則第五十五条中「とする」を「とするほか、同条の規定の適用がある場合における地方法人税法（平成二十六年法律第 号）の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める」に改め、同条の表第二項の項中「第四十二条の六第二項」を「第四十二条の六第二項、第三項及び第五項」に、「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五号）第八条」を「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第 号）第十条」に、「新租税特別措置法第四十二条の六第二項」を「新租税特別措置法第四十二条の六第七項から第九項まで及び第十二項」に改め、「新租税特別措置法第四十二条の九」の下に「新租税特別措置法第四十二条の十第二項、第三項及び第五項」を加え、「並びに新租税特別措置法第四十二条の十二の四」を「新租税特別措置法第四十二条の十二の四並びに新租税特別措置法第四十二条の六第五、六、七、八、九、十、十一、十二の五第七項及び第八項」に改め、同表第五項の項中「新租税特別措置法第四十二条の六第五項」を「新租税特別措置法第四十二条の六第十二項」に改め、「新租税特別措置法第四十二条の九第四項」の下に「新租税特別措置法第四十二条の十第五項」を加える。

附則第五十六条第一項中「新租税特別措置法」を「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第 号）第十条の規定による改正後の租税特別措置法」に改め、同項の表第二項の項中「第四十二条の十二」を「及び第八項」に改める。

附則第六十三条第一項中「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五号）第八条」を「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第 号）第十条」に改める。

附則第七十二条中「とする」を「とするほか、同条の規定の適用がある場合における地方法人税法の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める」に改め、同条の表第二項の項中「第六十八条の十一第二項」を「第六十八条の十一第二項、第三項及び第五項」に、「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五号）第八条」を「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第 号）第十条」に、「新租税特別措置法第六十八条の十一第二項」を「新租税特別措置法第六十八条の十一第七項から第九項まで及び第十二項」に改め、「新租税特別措置法第六十八条の十三」の下に「新租税特別措置法第六十八条の十四第二項、第三項及び第五項」を加え、「並びに新租税特別措置法第六十八条の十五の五」を「新租税特別措置法第六十八条の十五の五並びに新租税特別措置法第六十八条の十五の六第七

項及び第八項」に改め、同表第五項の項中「新租税特別措置法第六十八条の十一第五項」を「新租税特別措置法第六十八条の十一第十二項」に改め、「新租税特別措置法第六十八条の十三第四項」の下に「新租税特別措置法第六十八条の十四第五項」を加え、同表第十四項の項を次のように改める。

<p>第十四項 法人税法</p>	<p>法人税法及び地方法人税法（平成二十六年法律第号）</p>
<p>については、同法</p> <p>「租税特別措置法第六十八条の十第五項（</p>	<p>については、法人税法</p> <p>「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第百十四号）附則第七十二条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十九条の規定による改正前の租税特別措置法（以下「旧効力連結措置法」という。）第六十八条の十第五項（</p>
<p>租税特別措置法第六十八条</p>	<p>旧効力連結措置法第六十八条の十第五項」</p>

<p>の十第五項」</p>	<p>及び旧効力連結措置法第六十八条の十第五項</p>
<p>及び租税特別措置法第六十八條の十第五項</p>	<p>及び旧効力連結措置法第六十八條の十第五項</p>
<p>するほか、同法</p>	<p>、地方法人税法第十五条第一項中「第一号に掲げる金額」とあるのは「第一号に掲げる金額及び経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第百十四号）附則第七十条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十九条の規定による改正前の租税特別措置法第六十八条の十第五項に規定する加算した金額のうち連結親法人又は各連結子法人に帰せられるものとして政令で定める金額の百分の四・四に相当する金額の合計額」と、「（同法）」とあるのは「（法人税法）」とするほか、法人税法</p>

附則第七十三条第一項中「新租税特別措置法」を「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第 号）第十条の規定による改正後の租税特別措置法」に改め、同項の表第二項の項中「第六十八条の十五の二」を「及び第八項」に改める。

附則第八十条第一項中「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五号）第八条」を「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第 号）第十条」に、「第六十八条の十五の六」を「第六十八条の十五の七」に改める。

（租税特別措置法等の一部を改正する法律の一部改正）

第十六条 租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十六号）の一部を次のように改正する。

附則第八条第一項中「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五号）第八条」を「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第 号）第十条」に、「平成二十五年新租税特別措置法」を「平成二十六年新租税特別措置法」に改め、同条第二項中「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五号）第九条」を「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第



号)第十三条」に、「平成二十五年新震災特例法」を「平成二十六年新震災特例法」に、「平成二十五年新租税特別措置法」を「平成二十六年新租税特別措置法」に改める。

附則第二十二條第一項中「とする」を「とするほか、同條の規定の適用がある場合における地方法人税法（平成二十六年法律第 号）の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める」に改め、同項の表第二項の項中「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五号）第八條」を「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第 号）第十條」に、「前條」を「第四十二條の六第二項、第三項及び第五項、前條」に、「第四十二條の九」を「第四十二條の六第七項から第九項まで及び第十二項、第四十二條の九」に、「第四十二條の十一第二項」を「第四十二條の十第二項、第三項及び第五項、第四十二條の十一第二項」に、「並びに第四十二條の十二の四」を「第四十二條の十二の四並びに第四十二條の十二の五第七項及び第八項」に改め、同表第五項の項中「前條第四項」を「第四十二條の六第五項、前條第四項」に、「第四十二條の九第四項」を「第四十二條の六第十二項、第四十二條の九第四項」に、「第四十二條の十一第五項」を「第四十二條の十第五項、第四十二條の十一第五項」に改め、同條第二項中「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五号）第八條」を「所得税法等の一部を

改正する法律（平成二十六年法律第 号）第十条」に、「平成二十五年新租税特別措置法」を「平成二十六年新租税特別措置法」に、「第四十二条の九、第四十二条の十一」を「第四十二条の九」に、「第四十二条の十二の四まで」を「第四十二条の十二の五まで」に、「第四十二条の五第二項」を「中」並びに同法」とあるのは、「租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十六号）附則第二十二條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の十第二項、第三項及び第五項並びに法人税法」と、平成二十六年新租税特別措置法第四十二条の五第二項」に、「第四十二条の六第二項」を「第四十二条の六第七項」に改め、「第四十二条の九第一項」の下に、「第四十二条の十第二項」を加え、「及び第四十二条の十二の四第一項」を、「第四十二条の十二の四第一項及び第四十二条の十二の五第七項」に改め、同条第三項中「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五号）第九条」を「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第 号）第十三条」に改め、同項の表第十七条の二第十四項の項中「第十七条の二第十四項」を「第十七条の二第十三項」に、「第四十二条の十二の四」を「第四十二条の十二の五」に改め、同表第十七条の二の二十項の項及び第十七条の二の三十項の項中「第四十二条の十二の四」を「第四十

二条の十二の五」に改め、同表第十七条の三第六項の項、第十七条の三の二第五項の項及び第十七条の三の三第五項の項中「第四十二条の十二の三」を「第四十二条の十二の五」に改める。

附則第二十三条第一項中「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五号）第八号」を「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第 号）第十号」に、「平成二十五年新租税特別措置法」を「平成二十六年新租税特別措置法」に改め、同項の表第一項の項中「並びに前条」を「及び第八項」に改め、同表第四項の項中「第六十八条の十五の六第一項各号」を「第六十八条の十五の七第一項各号」に改め、同条第二項中「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五号）第九号」を「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第 号）第十三号」に、「平成二十五年新震災特例法」を「平成二十六年新震災特例法」に、「平成二十五年新租税特別措置法」を「平成二十六年新租税特別措置法」に改め、同項の表第一項の項中「並びに前条」を「及び第八項」に改め、同表第四項の項中「第六十八条の十五の六第一項各号」を「第六十八条の十五の七第一項各号」に改める。

附則第三十三条第一項中「とする」を「とするほか、同条の規定の適用がある場合における地方法人税法の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める」に改め、同項の表第二項の項中「所得税法等の一部

を改正する法律（平成二十五年法律第五号）第八条を「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第 号）第十条」に、「前条」を「第六十八条の十一第二項、第三項及び第五項、前条」に、「第六十八条の十三」を「第六十八条の十一第七項から第九項まで及び第十二項、第六十八条の十三」に、「第六十八条の十五第二項」を「第六十八条の十四第二項、第三項及び第五項、第六十八条の十五第二項」に、「並びに第六十八条の十五の五」を「第六十八条の十五の五並びに第六十八条の十五の六第七項及び第八項」に改め、同表第五項の項中「前条第四項」を「第六十八条の十一第五項、前条第四項」に、「第六十八条の十三第四項」を「第六十八条の十一第十二項、第六十八条の十三第四項」に、「第六十八条の十五第五項」を「第六十八条の十四第五項、第六十八条の十五第五項」に改め、同表第十一項の項及び第十二項の項を次のように改める。

第十一項	第二編第一章の二	第二編第一章の二及び地方法人税法（平成二十六年法律第 号）
ついては、同法	ついては、法人税法	又は租税特別措置法第六十 又は租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四

<p>八条の十四第二項</p>	<p>年法律第十六号) 附則第三十三条第一項(沖縄の特定中小連結法人が経営革新設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置)の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の租税特別措置法(以下「旧効力連結措置法」という。)第六十八条の十四第二項</p>
<p>並びに租税特別措置法第六十八条の十四第二項とする</p>	<p>並びに旧効力連結措置法第六十八条の十四第二項と、地方法人税法第十五条第一項中「第三号に掲げる金額」とあるのは「第三号に掲げる金額並びに租税特別措置法等の一部を改正する法律(平成二十四年法律第十六号)附則第三十三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の租税特別措</p>

		<p>置法第六十八條の十四第三項の規定により同項に規定する調整前連結税額から控除される金額のうち連結親法人又は各連結子法人に帰せられるものとして政令で定める金額の百分の四・四に相当する金額」と、「(同法)」とあるのは「(法人税法)」とする</p>
第十二項	<p>法人税法 ついては、同法</p>	<p>法人税法及び地方法人税法 ついては、法人税法</p>
	<p>「租税特別措置法第六十八條の十四第五項（</p>	<p>「租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十六号）附則第三十三條第一項（沖縄の特定中小連結法人が経営革新設備等を取付した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置）の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一條の規定による改正前の租税特別措置法（以下「旧効力連結措置法」とい</p>

	う。)第六十八条の第十四第五項(
租税特別措置法第六十八条の第十四第五項]	旧効力連結措置法第六十八条の第十四第五項]
及び租税特別措置法第六十八条の第十四第五項	及び旧効力連結措置法第六十八条の第十四第五項
するほか、同法	、地方税法第十五条第一項中「第一号に掲げる金額」とあるのは「第一号に掲げる金額及び租税特別措置法等の一部を改正する法律(平成二十四年法律第十六号)附則第三十三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の租税特別措置法第六十八条の第十四第五項に規定する加算した金額のうち連結親法人又は各連結子法人に帰せられるものとして政令で定める金額の百分の四・四に相当する金額の合計額」と、





第 号)第十三条」に改め、同項の表第二十五条の二第十五項の項中「第二十五条の二第十五項」を「第二十五条の二第十四項」に、「第六十八条の十五の五」を「第六十八条の十五の六」に改め、同表第二十五条の二第二十項の項及び第二十五条の二の三第十項の項中「第六十八条の十五の五」を「第六十八条の十五の六」に改め、同表第二十五条の三の二第五項の項及び第二十五条の三の二第五項の項及び第二十五条の三の三第五項の項中「第六十八条の十五の四」を「第六十八条の十五の六」に改める。

附則第三十四条第一項中「所得税法等の一部を改正する法律(平成二十五年法律第五号)第八条」を「所得税法等の一部を改正する法律(平成二十六年法律第 号)第十条」に、「平成二十五年新租税特別措置法」を「平成二十六年新租税特別措置法」に、「第六十八条の十五の六」を「第六十八条の十五の七」に改め、同項の表第一項の項中「並びに前条」を「及び第八項」に改め、同条第二項中「所得税法等の一部を改正する法律(平成二十五年法律第五号)第九条」を「所得税法等の一部を改正する法律(平成二十六年法律第 号)第十三条」に、「平成二十五年新震災特例法」を「平成二十六年新震災特例法」に、「平成二十五年新租税特別措置法第六十八条の十五の六」を「平成二十六年新租税特別措置法第六十八条の十五の七」に改め、同項の表第一項の項中「並びに前条」を「及び第八項」に改める。

(所得税法等の一部を改正する法律の一部改正)

第十七条 所得税法等の一部を改正する法律(平成二十五年法律第五号)の一部を次のように改正する。

第一条中所得税法第二百二十四条の改正規定を次のように改める。

第二百二十四条の見出しを「(利子、配当の受領者の告知)」に改め、同条第四項及び第五項を削り、同条第六項中「又は第四項」を削り、「これらの規定」を「同項」に改め、同項を同条第四項とする。

第八条中租税特別措置法第四十二条の二の二の改正規定を次のように改める。

第四十二条の二の二第一項中「、第三十七条の十四第二十五項又は第四十一条の十二第二十一項若しくは第二十二項」を「又は第三十七条の十四第二十五項」に改め、同条第二項中「、第三十七条の十四第二十五項若しくは第四十一条の十二第二十一項若しくは第二十二項」を「若しくは第三十七条の十四第二十五項」に改め、同条第三項中「、第三十七条の十四第二十五項又は第四十一条の十二第二十一項若しくは第二十二項」を「又は第三十七条の十四第二十五項」に改め、同条第四項中「、第三十七条の十四第二十五項又は第四十一条の十二第二十一項若しくは第二十二項」を「又は第三十七条の十四第二十二項」を「又は第三十七

十五項」に改め、「第四十一条の十二第二十四項から第二十八項まで」を削る。

第八条のうち租税特別措置法第四十二条の三の改正規定中「第三十七条の十四第十五項」を「第三十七条の十四第二十五項」に、「第三十七条の十四第十七項」を「第三十七条の十四第二十七項」に改める。

第八条のうち、租税特別措置法第七十条の七の四第十三項の改正規定中「に改め」を「に」、「前項」を「第十二項」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十二項の次に一項を加える改正規定中「の」を「の」と、同条第二十三項中「第二項第五号」とあるのは「同条第二項第四号」に改める。

附則第一条第六号八中「第二十三条」を「第二十二條の二」に改める。

附則第二十二條の次に次の一條を加える。

(民間国外債等の利子の課税の特例に関する経過措置)

第二十二條の二 新租税特別措置法第六條第十項の規定は、平成二十八年一月一日以後に発行される同項に規定する特定民間国外債について適用し、同日前に発行された旧租税特別措置法第六條第十項に規定する特定民間国外債については、なお従前の例による。

附則第六十三條の表第七項の項中「。以下この項において「平成二十五年改正法」という。」附則第七

十五条の規定によりなおその効力を有するものとされる平成二十五年改正法第八条」を「第八条」に、  
 「平成二十五年改正法第八条の規定による改正後の租税特別措置法（以下この項及び第十三項において  
 「新租税特別措置法」という。）を「同法」に、「新租税特別措置法第四十二条の四第十一項」を「所  
 得税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第 号）第十条の規定による改正後の租税特別措  
 置法（第十三項において「新租税特別措置法」という。）第四十二条の四第十一項」に改め、「附則第七  
 十五条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法」を削り、「旧効力連結措置法」を「旧租税  
 特別措置法」に改める。

附則第七十五条の表第七項の項中

<p>前条第一項</p>	<p>所得税法等の一部を改正する法        律第五号）第八条の規定による        置法（第十三項において「新租        税特別措置法（第六十八条の九第一項        う。）</p>
<p>前条第一項</p>	<p>所得税法等の一部を改正する法律（平成二        律第五号）第八条の規定による改正前の租</p>